

## 丹波篠山市まちづくり条例の手続きについて

### ■手続きの対象行為

丹波篠山市まちづくり条例（以下「条例」という。）の手続きの対象行為（以下「開発行為等」という。）は、次のとおりです。

事前協議	許可申請	種別	内容	対象規模
●	●	建築物	新築、増築、改築、用途の変更、移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	高さ10m以上又は建築面積300㎡以上
●	—	工作物 （太陽光発電施設を除く）	新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	高さ10m以上又は事業面積300㎡以上
●	●	太陽光発電施設の設置 （建築物に設置するものを除く）		事業面積200㎡以上
●	●	土地の利用目的の変更（建築物の建築等若しくは工作物の建設等又はその両方の行為に限る。開発行為を除く。）		次のいずれかに該当する場合 ・事業面積500㎡以上 ・建築面積300㎡以上 ・工作物の事業面積300㎡以上
●	●	開発行為 （都市計画法第4条第12項）		500㎡以上 （500㎡未満でも計画戸数が3以上となる宅地分譲（共同住宅を含む）の場合は手続きが必要）
●	●	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更		500㎡以上
●	—	木竹の伐採		500㎡以上
●	—	屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		500㎡以上

※ 自己の住居の用に供する目的で行う場合などは除きます。

土地の利用目的の変更で、市長が特に認める場合を除きます。

開発面積が3,000㎡以上の開発行為にあつては、都市計画法第29条に基づく開発許可申請が必要です。

### 丹波篠山市土地利用基本計画との整合

建築物の新築又は開発行為にあつては、丹波篠山市土地利用基本計画（丹波篠山市土地利用基本条例（平成26年篠山市条例第14号）第5条第1項の規定に基づく計画）に定める各土地利用区域の開発行為等に関する立地の基準と整合する必要があります。